

特定非営利活動法人結いの会 定 款

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、特定非営利活動法人 結いの会という

(事務所)

第二条 この法人は、事務所は、広島県呉市音戸町波多見六丁目4番3号に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 この法人は、地域で暮らす高齢者や障害者、子供たちに対して、在宅介護や子育て支援、福祉相談などに関する事業を行い、地域福祉の向上を目指すことにより「福祉の町づくり」に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次にかかげる種類の特定非営利活動を行う。

特定非営利活動促進法 第二条別表

(1) 第一号、保健、医療、又は福祉の増進を図る活動。

(事 業)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関わる事業

① ホームヘルパー派遣事業

② ガイドヘルパー派遣事業

③ 相談事業

④ 福祉情報の収集、提供事業

⑤ デイサービス事業

⑥ 乳幼児の一時預かり事業

⑦ 介護保険法による指定サービス事業のうち、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業又は介護予防訪問介護事業に相当する第1号訪問事業若しくは緩和した基準による訪問介護サービス、居宅介

護支援事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業に相当する第1号通所事業若しくは緩和した基準による通所介護サービス

- ⑧ 障害者自立支援法における障害福祉サービス事業
- ⑨ 移動サービス事業
- ⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第三章 会 員

(種 別)

第六条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入 会)

第七条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2. 理事長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第八条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第九条 会員が次の各号に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第十条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第十一条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第十二条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第十三条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 三人以上十人まで
- (2) 監事 二人

2. 理事のうち、一人を理事長、二人を副理事長とする。

(選任等)

第十四条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者、もしくは二親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、この法人の理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第十五条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時または理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する事。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集をすること。

(任期等)

第十六条 役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第十八条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第十九条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第二十条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第五章 総 会

(種 別)

第二十一条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構 成)

第二十二条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第二十三条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第五十条において同じ。）
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第二十四条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第十五条第五項第四号の規定により、監事から招集があったとき。

第二十五条 総会は、前条第二項第三号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第二項第一号及び第二号の規定による請求があったときは、その日から三十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第二十六条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第二十七条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第二十八条 総会における議決事項は第二十五条第三号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第二十九条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前二条及び次条第一項及び五十一条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第三十条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前二項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決

議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第六章 理事会

(構成)

第三十一条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第三十二条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第三十三条 理事会は次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数三分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第十五条第五項第五号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第三十四条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第二項及び第三号の規定による請求があったときは、その日から三十日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも二週間以内までに通知しなければならない。

(議長)

第三十五条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第三十六条 理事会における議決事項は、第三十四条第三項の規定によってあらかじめ通知したものである。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第三十七条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第一項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第三十八条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 資産および会計

(資産の構成)

第三十九条 この法人の資産は、次の号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第四十条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第四十一条 この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第四十二条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第四十三条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第四十四条 予算超過又は予算外の支出に充てるために、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第四十五条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第四十六条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第四十七条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第四十八条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第四十九条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第三項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を経なければならない。

(解 散)

第五十条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。

3. 第一項第二号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 この法人が解散の時に有する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。

(合 併)

第五十二条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第五十三条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第十章 雑 則

(細 則)

第五十四条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

理事長	沖 田	緑
副理事長	妹 尾	章 子
同	島 田	英 美
理 事	梅 花	早 苗
同	阿比留	初 代
監 事	岡 本	裕 子
同	松 永	文 子
3. この法人の設立当初の役員任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第四十二条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、成立の日から、2000年3月31日とする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は第八条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金	2000円
(2)	年会費	1200円

7. この定款は、2001年3月17日より施行する。

8. 改定 2003年6月26日

9. 改定 2004年6月17日

10. 改定 2005年5月31日

11. 改定 2005年6月21日

12. 改定 2006年6月23日

13. 改定 2014年6月24日

14. 改定 2017年2月15日

15. 改定 2018年2月15日